

Title	鉱区料の過去と現在：コーンウォール公領の事例
Sub Title	The past and present of mineral royalties : a case study of the Duchy of Cornwall
Author	Burt, Roger(Shimanishi, Tomoki) 島西, 智輝
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2011
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.54, No.5 (2011. 12) ,p.1- 20
JaLC DOI	
Abstract	鉱業において、鉱山地主(鉱物賃貸者)と資本・労働・鉱物採掘技術の供給者(鉱物賃借者)との間には基本的な対立関係が存在する。その関係は、地上の不動産賃貸に関する諸取り決めの場合と同様であるが、いくつかの点で大きく異なっている。鉱業企業が支払う「賃借料」は、たいていの場合、一次産品市場の状況を考慮した複雑な交渉に基づく操業に関する詳細な諸取り決めだけでなく、生産量に対する鉱区料、そして賃貸者から要求された生産物の取り分という形態を採る。本稿は、上記の関係のバランスが今日どのように機能しているかを検討する。また、19世紀後半のイギリスにおける主要な鉱山地主とその鉱物の賃借者との経験を検討することによって、その関係が長期的にどのように変化したのかを考察する。本稿で取り上げるコーンウォール公領は、南西イングランドにおける鉱山地主の代表的な事例である。また、本稿では、19世紀後半における鉱物賃貸借をめぐる諸取り決めが鉱業の効率性に与えた影響について、概括的なコメントが提示される。
Notes	工藤教和教授退任記念号 論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20111200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

鉍区料の過去と現在*

——コーンウォール公領の事例——

ロジャー・バート
(島西智輝 訳)

<要 約>

鉍業において、鉍山地主（鉍物賃貸者）と資本・労働・鉍物採掘技術の供給者（鉍物賃借者）との間には基本的な対立関係が存在する。その関係は、地上の不動産賃貸に関する諸取り決めの場合と同様であるが、いくつかの点で大きく異なっている。鉍業企業が支払う「賃借料」は、たいていの場合、一次産品市場の状況を考慮した複雑な交渉に基づく操業に関する詳細な諸取り決めだけでなく、生産量に対する鉍区料、そして賃貸者から要求された生産物の取り分という形態を採る。本稿は、上記の関係のバランスが今日どのように機能しているかを検討する。また、19世紀後半のイギリスにおける主要な鉍山地主とその鉍物の賃借者との経験を検討することによって、その関係が長期的にどのように変化したのかを考察する。本稿で取り上げるコーンウォール公領は、南西イングランドにおける鉍山地主の代表的な事例である。また、本稿では、19世紀後半における鉍物賃貸借をめぐる諸取り決めが鉍業の効率性に与えた影響について、概括的なコメントが提示される。

<キーワード>

鉍業、金属鉍物、コーンウォール公領、スタナリーズ、錫、銅、南西イングランド

鉍山業者が、採掘する鉍物の所有権を有していることはほとんどない。彼らは、長年にわたって鉍物の所有権を確立してきた国家や様々な公的・私的集団からそれらを賃借しているのである。賃借条件は、鉍業経営のあらゆる側面と鉍山の収益性に非常に大きな影響を与える。賃借人は事業の計画・管理面で最大の自由を得るために地代や鉍区料をできるだけ安くしたいのに対して、賃貸人は収入を最大化し、自らの保有する資源を確実に確保できる限り長期間開発したいと考えている。それゆえ、両者は、こうした相反する利益の間で妥協点を見出す。どの鉍業地域でも、両者の合意点はおおむね標準化し、新たな交渉を行う際にはそれらが共通の出発点となる傾向にあ

* 本稿の翻訳にあたっては、工藤教和先生に校閲いただいた。記して感謝申し上げます。

る。しかし、それらは時とともに、(a) 天然資源市場の変化や (b) 他の鉱業地域における諸取り決めに反映して変化し、発展していかねばならない。それゆえ、天然資源の需要が高まり価格が上昇すると、鉱山地主の交渉力が強まり、地代と協定は彼らの有利なものに変化する。同様に、鉱山地主が需要不振に甘んじていた地方で新たな鉱業地域が発見されると、彼らが競争力を維持するためには流動資本を引きつけねばならないため、鉱業関係者の交渉力が強まる。

こうした両者の力の相互作用は、最近10年間で明確に観察される。国際的な天然資源需要の高まりは、2007～2008年の不況によって一時的に停滞したものの、相反する利益のバランスをとる「振り子」¹⁾は、鉱山地主に有利な方へシフトしたように見える。カナダのような先進国だけでなく、アフリカや南アメリカのような開発途上国でも、鉱業権の見直し、鉱区料の引上げ、そして新税や増税によって国の歳入を増加させる機会をつかんできている。なかには、鉱業経営そのものを国有化したり買収したりする国もある²⁾。そうした活動に関与する国における鉱物所有機関の行動を制約する条件は、鉱業資本を引きつけるために他国との競争力を維持せねばならないということだけである。税が重すぎたり、契約関係が無効になったり、財産権が脅かされたりしたために事業が存続可能な一線を大幅に超えてしまったと感じた鉱山業者は、他国へ資本逃避するであろう。それゆえ、2010年初めに鉱業の利益に対して付加価値税を課そうとしたオーストラリア政府による試みはうまくいかなかった。業者側は提案された変更のいくつか、たとえば収入よりも利益をベースとした鉱区料制度への移行などは支持していたが、全体としては反対であった³⁾。それゆえ、彼らが他国に投資活動を移す恐れがあったために、提案の大部分は破棄された。国際的な鉱業専門誌は、上記の経緯を以下のように見出しで簡潔に伝えている。「2010年1月29日 オーストラリアの鉱業税改革提案に強い反対」「6月4日 資源超過利潤税のためにエクストラータ (Xstrata) 社がオーストラリアでのプロジェクトを一時見合わせ」「7月2日 物議を醸していたオーストラリア鉱業税で妥協」⁴⁾。

これは何も新しいことではない。イギリスでは、鉱物は民間の土地所有者の資産であると考えられてきた。また、何世紀にもわたって鉱物所有者は自分自身で石炭、石、粘土などといった単純で浅部にあり、容易に存在が推定できる層状に賦存する鉱物を採掘していた。しかし、銅、鉛、錫といった脈状に賦存する鉱物の採掘については、高い資本コストと生産上のリスクを分散させるために、彼らは出資者との提携へと向かうのが一般的であった。彼らは時にはこうした投機的な事業におけるパートナーとなったが、次第に鉱山地代や鉱区料に収入のほとんどを依存するようになった。また、彼らはしばしばこれらの権利を第三者に売却したり、請け負わせたりした。この目的のために、彼らは専門の代理人を雇用した。代理人は、彼らの資産が複雑を常とする賃貸借契約にしたがって適切に採掘されていることを確認するために、賃借人とともに事業を行った。

以上見てきた一連の進化の速度は緩慢であり、18世紀後半になって加速した。中世と近世初期、

1) *Mining Journal*, 30th July 2010, 16-18.

2) *Mining Journal*, 3rd September 2010, 11.

3) *Mining Journal*, 7th May 2010, 2. 本稿の p. 14を参照。

4) 以上は、*Mining Journal* の各号による。

賃貸借協定は鉱山業者に有利であった。熟練労働力は希少であり、鉱山地域は近づきにくいところにあったため、土地所有者や鉱山地主が彼らの資産を定期的に監督することはほとんど不可能であったからである。多くの鉱山地域では、鉱業を適切に規制する諸取り決めについては現地に住んでいる鉱山業者に委ねられていた。彼らは事業を行う鉱区払下請求地の引受けや操業実践を規制する非常に複雑な慣習法の体系を発達させた。鉱山地主は単に期間計算で算定された生産物の数パーセントを受け取るだけであった。国内外での鉱物需要の増加によって鉱山地主の立場が有利になるにつれて、17世紀までには独立した鉱山業者と出資者のグループとの定期的な賃貸借契約が一般的になっていった。鉱山地主が鉱区料として要求した生産量は慣習法の下では総生産量の13分の1が一般的であったが、いくつかの地域では採掘が容易な鉱脈に対する鉱区料は10分の1かそれ以上にまで上昇した⁵⁾。深部採掘用の新機械の登場によって鉱業の事業コストが急速に上昇すると鉱山地主の力が向上したが、こうした流れは18世紀に入っても続いた。水力や蒸気力による排水機械は鉱山地主が所有する深部の埋蔵鉱物を商業採掘する可能性を開いたが、事業コストは増加し、利幅も縮小した。したがって、鉱山地主が資本を引きつけるためには起業リスクに敏感にならざるを得なかった。こうして、18世紀までには、コーンウォール (Cornwall) の「新しい」銅鉱山は10分の1、8分の1、時には7分の1に設定された鉱区料での賃貸借を受け入れていたが、それよりも「古い」錫鉱山は一般的には15分の1の鉱区料で賃貸された⁶⁾。

18世紀後半から19世紀初頭にかけての工業化、都市化、市場経済の発展、そして人口増加は、こうした流れをさらに加速した。一方では、それらによって鉱山地主の交渉力が強まったが、他方で鉱業投資家は15分の1以上、時には30分の1の鉱区料を認めることにも慎重になった⁷⁾。これらの水準ですら、鉱山地主は金属市場において短期的な値下げの動きがあると、しばしば鉱区料の支払い減額や一時猶予を認めざるを得なかった。しかし、鉱山地主は賃貸借協定を厳格化することができた。ほとんどの鉱山地域では、賃貸借の存続期間は21年間に固定され、定期的な事業の継続を促すために毎年鉱山地代を支払う制度が導入された。従前の協定の下で鉱山業者の例外的な収益と見なされるものを取り戻すために、協定更新の際に、より厳格な条件や時には一時的な支払いを求めることもあった。特定の投資計画を指定したり雇用や開発の水準を保証したりする具体的な条件が協定に盛り込まれることもしばしばあった。それにもかかわらず、好況によって多くの鉱山に利益がもたらされたため、ほとんどの鉱山地域では、大まかに標準化され広く受け入れられていた「標準的な」賃貸借協定の下で、鉱山業者と鉱山地主が協調しながら生活していた。鉱山地主による開発がかつては一般的であった産炭地ですら、企業家的役割を鉱山業者へ

5) 17世紀初頭、ランカスター公領 (the Duchy of Lancaster) はランカシャー (Lancashire) で鉱山生産量の9分の1を鉱区料として請求していた。これに対して、ダービシャーのピーク地方 (Derbyshire Peak District) の慣行では13分の1が鉱区料であり、サマセット (Somerset) のメンディップ台地 (the Mendips) では鉱区料が10分の1に標準化されていた (R. Sharpe Frances, *The Thieveley Lead Mines 1629-1635* (The Record Society of Lancashire and Cheshire, Vol. CII, 1947), 92; J. W. Gough, *Mendip Mining Laws and Forest Boundaries* (Somerset Records Society, Vol. XLV, 1931), 4)。

6) William Pryce, *Mineralogia Cornubiensis* (1778), 187-188を参照。

7) Roger Burt, *The British Lead Mining Industry* (Redruth, 1984), 39を参照。

委譲するインセンティブがますます強くなった。この結果、1880年代までには、鉱山地主の大多数はランティエ（不労所得生活者）としての地位⁸⁾に就いた。

しかし、19世紀の第3四半期に金属市況がイギリスの鉱業に対して不利になるにしたがって、この協調は崩れ始めた。新技術が必要とする金属需要の激増や世界の急速な工業化にもかかわらず、鉱業処女地であった南北アメリカ、オーストラリア、アフリカ、そしてアジアが金属市場に押し寄せたため、あらゆる金属価格が低下したのである。イギリスの非鉄金属産業の大部分を支えていた国内の銅、錫、そして鉛価格は1860年代から1890年代にかけて半減⁹⁾した。また、深部採掘を行い、高コストであった歴史の古い鉱山はしばしば低品位の鉱石を採掘していたため、世界市場となった金属市場で競争できなかった。さらに、鉱業投資家は植民地や外国などの海外へと関心を移したため、鉱物の賃貸借をめぐる交渉は国内の鉱山地主にとって決定的に不利な趨勢となった。それゆえ、自らの鉱物資産を継続的に採掘させようとした鉱山地主は、賃借人に対して大幅に譲歩せねばならなかった。鉱区料は減額され、時には猶予された。事業の条件も緩和された。そして生産を継続するために、時には鉱山地主自身が事業を行うことを余儀なくされた。こうした変化はイギリス中で見られたが、とくに深部採掘をしていた南西部の銅鉱山と錫鉱山で明瞭に観察された。ここでは鉱区料をめぐる諸問題が非常に深刻であり、鉱業の衰退がきわめて急速であったため、既存の鉱業関係者は鉱物資源の国有化と全ての鉱区料支払いの終了を激しく要求した。それによって、彼らは北アメリカ西部の鉱山をはじめとした多くの競争相手と対等の地位に立つことができるであろうと考えたのである。

イギリスの銅、錫、そして鉛の所有者、とりわけ深部採掘をしていた歴史の古い鉱山地域であるコーンウォールとデヴォン（Devon）の鉱物所有者は、数世紀にもわたる鉱業からの収入がなくなり始めた。その経緯は膨大な資産記録をつなぎ合わせて再構成できるが、とくに完全かつ連続した帳簿はコーンウォール公領（the Duchy of Cornwall）の記録から得られる¹⁰⁾。南西部での資産の拡大によって、公領は鉱物の所有者としてだけでなく、第三者の鉱業権所有者としても行動していた。「王族領」として、公領は賃借人と接する際には良い習慣を示し、かつ深刻な不況期にも地域の社会的な苦境にとくに敏感であらねばならないという特別な義務を負っていた。公領が自らの資産を管理するために必要な最良の専門技術者を採用したり、その助言を聞いたりできる地位にあったことは明らかであるが、一般的には地域の慣習的な方法と調和した鉱区経営を行っていた。以下では、金属市況の変化に対する公領の対応に焦点が当てられる。第1に、公領の財産権の展開を概観する。第2に、第三者の鉱業権所有者としての彼らの役割の変化を分析する。第3に、鉱山地代、鉱区料、そして賃貸借契約の条件を改善することで生じた鉱業分野での危機

8) T. J. Raybould, *The Economic Emergence of the Black Country: A Study of the Dudley Estate* (David and Charles, Newton Abbot, 1973), 18.

9) Christopher J. Schmitz, *World Non-Ferrous Metal Production and Prices 1700-1976* (Cass, London, 1979), Section 4を参照。

10) コーンウォール公領の資料アーカイブは、ロンドンのバッキンガム・ゲート（Buckingham Gate）にある不動産事務局に設けられている。公領のアーキビストを通じて制限付きの利用が可能である。

に対する彼らの反応を分析する。第4に、イギリスだけでなく鉱物が採掘されているあらゆる地域において、鉱区料が鉱業地域の経済の長期的な健全性と持続性に与える影響について簡潔に考察し、結びとする。

土地および鉱山地主としてのコーンウォール公領

残念なことに、コーンウォール公領に関しては信頼できる歴史は存在しない。その長い歴史は、異なる期間を扱った異なる史料をつなぎ合わせて再構成せねばならない。コーンウォール公領は、エドワード3世 (Edward III) が彼の息子であるエドワード黒太子 (the Black Prince) のために1337年3月に創設した。その土地は、かつてのコーンウォール伯爵領であった。次第に公領は拡大していき、とくに修道院領を没収した16世紀に大きく拡大した。しかし、当時も今も、その土地はコーンウォールの州境と同義ではない。むしろ公領はイングランド中に広がっており、北はハンバー (Humber) 川河口から南はサセックス (Sussex) まで、東はノーフォーク (Norfolk) まで、そして西はシリー (Scilly) 諸島にまで及んでいた。17世紀終わりまでに、公領はイングランドで最大の土地所領の1つとなり、おそらく王室領に次ぐ大きさとなった。¹¹⁾ その所有地のほんの一部しかコーンウォールに位置しておらず、¹³⁾ デヴォンにある公領の面積の方がずっと大きかった。しかし、コーンウォールにある公領は、それぞれの所領規模は比較的小さく土地は痩せていたが、同州における単独所有としては最大の所領であった。¹⁴⁾ イングランド南西部にあるその土地だけで、19世紀から20世紀初頭にかけて公領は鉱業から莫大な利益を得ていた。¹⁵⁾ 公領は王室の長男の収入を生み出すという特定の目的のために創設された。また、その設立勅許状によると、それは明白な権利を持つ不変の制度として創設された。16世紀の長期にわたって国王に男性の跡継ぎがいなかった時のように、公領を継承する適格者がいなかった時には、公領からの収入は国王に帰属した。そしてその際には、公領は王室の機関で管理され、しばしば国の歳入に重要な貢献をした。¹⁶⁾ しかし、その他の時期には、公領はロンドンの中心部に管理機関を持ち、その主要な所領にも重要な地方機関を持っていた。

イギリスの慣習法の下では、地上の土地の所有者は一般的にその土地のあらゆる鉱物の所有者でもあった。¹⁷⁾ 唯一の例外は金と銀であり、それらは王室の金属と考えられ、王室の資産となった。

11) John Hatcher, *Rural Economy and Society in the Duchy of Cornwall 1300-1500* (Cambridge, 1970), 3.

12) Graham Haslam, 'An Administrative Study of the Duchy of Cornwall 1500-1600,' PhD Dissertation, Louisiana State University, 1980, xii.

13) Crispin Gill (ed.), *The Duchy of Cornwall* (Newton Abbot, 1987), 16を参照。

14) James Whetter, *Cornwall in the Seventeenth Century* (Padstow, 1974), 4-6; David Spring, 'English Landowners and Nineteenth Century Industrialism,' in J. T. Ward and R. G. Wilson, *Land and Industry: The Landed Estate and the Industrial Revolution* (Newton Abbot, 1971), 16-62.

15) *Ibid.*, 27-28.

16) Haslam, 'Cornwall,' viii.

17) Charles Ashworth James, *Mining Royalties: Their Practical Operation and Effect* (Longmans, Green, 1893), 12.

「登録 (accession)」システムとして知られているように、この原則はイギリスとその植民地に適用された。¹⁸⁾したがって、公領は所有するマナー (荘園) 内にある膳本保有の土地、自由保有に転換された土地、そして囲い込み法の対象となっていた土地を含め、所有する全ての土地にある鉱物の権利を所有していた。もはや所有していない土地の鉱物の権利を持ち続けることすらもあった。19世紀までに、土地の権利と鉱業の権利は分割して売却されることが一般的になった。それゆえ、1798年に公領は6カ所のマナーの土地の権利を売却したが、後に全ての鉱物資産のなかで最大の利益を生むようになったカルストック (Calstock) のマナーを含め、¹⁹⁾ 鉱物の権利は持ち続けた。

鉱山地主は、自らの資産である鉱物を完全に管理していた。彼らは採掘を強制されていなかったし、他者にそうさせる義務もなかった。彼らは他者に資産を賃貸することを選択した場合、自らが望む期間と地域を主張できた。たとえ生産性の高い鉱山が閉山することになったとしても、賃貸借契約を延長、更新、修正する法的義務はなかった。また、彼らは他人の鉱物が自らの土地を通して輸送されることを許可する義務もなかった。先に見たように、中世と近世初期には鉱山地主がパートナーシップによって自ら鉱物を採掘することもあった。しかし、19世紀初めには、このような慣行は珍しいものになった。とくに金属鉱業では、鉱物資産は投機的な「鉱山出資者 (または鉱業投資家)」に賃貸されることが一般的であった。彼らは会社を組織し、資金を用立て、²⁰⁾ 鉱夫と技術者を雇い、毎日の操業を管理した。コーンウォール公領も例外ではなかった。

賃貸借契約の詳細な条件は、賃貸人である鉱山地主と賃借人である鉱山出資者とが自由な交渉を行って決定した。両者は互いに鉱業経営のリスクを相手方に分散させることを望んでいたため、両者の利害は対立していた。たとえば、鉱山地主は賃貸料を最大化したかったのに対して、²¹⁾ 鉱山出資者は最小化したかった。出資者は固定資本投資に対して十分な利益を得られるように賃貸借期間を長期にしたかったし、失敗した事業から容易かつ即座に撤退できるように解約条項も望んでいた。鉱山地主は、自らの鉱物資産が採掘され続けること、最適な長期開発を実現すること、建物・設備・機械などの固定資産が賃貸借期間終了時に彼らへ返却されること、²²⁾ 地上における全ての永続的な鉱害が完全に賠償されることを望んだ。1カ所の鉱山が複数の土地や鉱山地主の鉱

18) このシステムは大陸ヨーロッパで見られるものと大きく異なることを述べておきたい。フランス、ドイツ、ベルギー、およびヨーロッパのほとんどの国の鉱業は「リガリアン (regalien) = 王有」システムや「特許」システムに基づいていた。それらのシステムのもとでは、鉱山は国有であり、国家が特権を持つ個人に採掘権を授けていた。個人は国家によって制定された規制のもとで事業を行い、国家に税を支払っていた (Ibid., 10)。

19) *First Report of the Select Committee on the Rating of Mines*, BPP (British Parliamentary Papers) 1856 XVI, 60.

20) 公領は自らの負担で鉱山経営を引受けることが稀にあった。しかし、たいいていの場合、それは新事業を始めるというよりも、新たな賃借人が見つかるまでの事業に過ぎなかった。新事業の事例の1つが、1916年のキット・ヒル、ヒンクトン・ダウン&ガニスレイク (Kit Hill, Hingston Down and Gunnislake) 鉱山の再採掘であった。これは戦略資源であったタングステン供給を増加させて第1次大戦の遂行を支援することを目的としていた。しかし、労働力、工場、機械設備の確保が困難であったため、1919年までさしたる生産量をあげることはできなかった。H. E. Fern (ed.), *Cornish Chamber of Mines: Year Book 1920*, 88を参照。

21) これらの問題はあらゆる形態の鉱業で共通している。A. G. Crosby, 'A Dispute over Mining Royalties in the Bolton Area, 1836-1842,' *British Mining*, No. 75, *Memoirs 2004*, 106-125を参照。

物資産にまたがっているところでは、鉱山地主は鉱山の敷地周辺や敷地から離れた地域での鉱石輸送を円滑化するための「通行権料」の支払いを望んだ。²³⁾ 水利料もまた、しばしば支払いに含まれた。たとえば、公領は1850年代初頭にダートムア (Dartmoor) にあるディーン・プライア&ゴールドデン・ダガー (Dean Prior and Golden Dagger) 鉱山の賃借人に年10ポンドを請求していた。同様に、公領はテマー川 (the Tamar) の水利権の使用料としてベドフォード公爵領のデヴォン・グレート・コンソルズ (Devon Great Consols) 鉱山から年250ポンドを受け取っていた。²⁴⁾

実際には、賃貸借契約期間を決定する際の「自由市場」は地域の慣習と伝統の力によって厳しく制限されていた。後述のように、徐々に発達してきていた賃貸借契約の企図と履行に関する慣行に対して時折起こった挑戦は、19世紀半ばのコーンウォールの鉱業地域とロンドンの金融界に大きな衝撃を与えた。また、それは鉱物所有権のシステム全体の総点検を要求することにもなった。²⁵⁾ コーンウォール公領の事例では、19世紀の大部分を通してあらゆる鉱業賃貸借契約を締結する際の標準的な慣行は共通していたので、公的に入手可能な共通の印刷書式が採用されていた。19世紀末の不況の深刻化によって、鉱山地主が自らの資産の賃借人から支払いを期待しうる妥当な賃借料の額を再考せねばならなくなった時でさえも、公領は契約の期間や体系を根本的に変えるよりも既存の賃貸借条件の緩和によって対応していた。

あらゆる鉱業賃貸借契約において、貸し手と借り手双方にとって最も重要な内容は、登録に関する協定、契約期間、「免責条項」、そして支払われる「鉱山地代」の大きさであった。19世紀までのコーンウォールでは、登録に関する協定と賃貸借契約期間には共通の形式があった。土地の賃貸借契約と同様に、鉱山の賃貸借契約期間はたいてい21年間であり、登録と更新は無料で行われていた。他の多くの鉱業地域とは異なり、深部採掘に必要な莫大な投資を確保するために長期間の契約を求めることもなかった。鉱山地主たちは、無料で契約更新を許可することに常に満足していたからである。1882年にバセット (Basset) 家がこの習慣に対して異議を申し立てたことが、ロンドン資本市場を一時仰天させた。それは高収益をあげていたドルコース (Dolcoath) 鉱山の契約更新に関して起こった出来事であった。同鉱山の経営者であったジョサイア・トーマス (Josiah Thomas) は、「鉱区料に関する勅命委員会」で次のように報告している。「私が過去3～4年にわたって知るところによれば、人々がコーンウォールの鉱山を経営するためにロンドンの資本家のところへ行くと、彼らは『いや、我々はコーンウォールと関わりを持つことはないであろう。

22) 19世紀末のコーンウォールでは、地上の鉱害賠償の平均料率は非耕作地で1エーカー当たり50ポンド、耕作地で100ポンドであった (James, *Royalties*, 240)。

23) *Ibid.*, 23-25. 通行権料はイギリス北部の炭田地域ではしばしば重要な問題であったが、19世紀末までコーンウォールとデヴォンでは知られていなかった (*Ibid.*, 194)。しかし、19世紀半ばにボタラック&レバント (Botallack and Levant) 鉱山が王領にあった海底の操業地から公領の前浜を通して鉱石を輸送した際、公領は通行権料を課していた。 *Papers Relating to a Reference to the Right Honourable Sir John Patteson in Regard to the Respective Rights of Her Majesty and His Royal Highness the Prince of Wales and Duke of Cornwall in the Mines and Minerals within the Land, Lying below the High Water Mark, in and Adjacent to the County of Cornwall*, BPP 1857-8 XLVII, 245を参照。

24) *An Account of the Receipts and Disbursements of the Duchy of Cornwall for 1851*, BPP 1852 XXVII, 271, 311.

25) 後述するドルコース (Dolcoath) 問題に関する記述および脚注26)を参照。

コーンウォールの鉱山地主は非常に厳しい』と話している。²⁶⁾資金繰りに窮するようになった鉱業にとって、更新料のような負担は耐えられず、以前の慣行がすぐに復活した。これに対して、公領はずっと従来の慣行にしたがっていたようである。

既存の賃貸借契約の解除協定、すなわち「免責条項」は、おそらく新規契約や契約更新よりもずっと重要であった。しかし、当時はあまり議論を呼ばなかった。当てにしていた鉱物が実際にはなかったり、予想外に早く枯渇してしまったり、さらには操業が利益を生まなくなったりした場合に出資者が免責される条項がないことは考慮されなかった。コーンウォールやデヴォンでは、賃借人はあらゆる原因にかかわらず6カ月前に予告すればいつでも賃貸借契約を放棄する権利が与えられるのが慣例となっていた。同様に、鉱山地主に支払うべき「鉱山地代」については、鉱山の所有者は年単位の固定額よりも生産量に比例する一定の「鉱区料」の形態で支払うのが慣例であった。出資者が事業に成功して鉱山から多くの生産量をあげれば、鉱山地主は彼らと幸運(と富)を共有することができた。採鉱場所に鉱物の埋蔵がなく、事業がうまくいかなければ、鉱山地主はそれにふさわしい少額の報酬しか得られなかった。

鉱物が相対的に採掘しやすかった18世紀終わりから19世紀初頭にかけて、鉱区料は選鉱後の鉱石量の15分の1前後に設定されていた。19世紀半ばになると、上記と同水準で支払われることもあったが、20分の1または25分の1²⁷⁾が一般的となった。1880年代までには、鉱業不況のために賃貸借契約更新時に鉱区料支払い額を引下げようとする圧力が明らかに高まってきた。1890年の鉱区料に関する勅命委員会の調査報告によると、コーンウォールやデヴォンでは66鉱山のうち12鉱山だけが生産量の20分の1、ないしはその相当額以上の鉱区料を支払っていた。20鉱山は24分の1の鉱区料を、残りの鉱山はそれより低い料率の鉱区料を支払っていた。上述した現在の鉱業でも起きている圧力、すなわち総生産量よりも利益に応じた鉱区料支払いを求める出資者からの圧力に譲歩する動きはほとんどなかった。²⁸⁾出資者は鉱物価格があまりに下落するために利益がないか赤字で操業を維持していると主張していた。そのような状況下では、生産量に応じた鉱区料の支払いはどのような料率であれ不公平な負担であっただけでなく、彼らがその負担に耐えきれず生産から撤退すれば鉱山経営者だけでなく鉱山地主にも大きな損害をもたらすものであった。1880年代終わりの鉱業不況期にマイニング・ワールド(Mining World)誌に寄稿した人物は、以下のように率直に述べている。「あえて言えば、鉱物所有者である地主の力が削られない限り、そして鉱区料が生産量に対してではなく利益に対して賦課されない限り、あと数年の間でこの国の金属鉱業は消滅するだろう。」²⁹⁾

複数の鉱山地主は、錫精鉱価格に応じた変動鉱区料を導入した賃貸借契約に応じた。先例となる慣行がなかったため、それぞれの事例は異なっていた。1878年のフェニックス&ウエスト・フェ

26) *Second Report of the Royal Commission on Mining Royalties*, 30-37. この有名な論争の詳細については、工藤教和「コーンウォール鉱山業と鉱区料問題」『三田商学研究』第29巻第3号(1986年8月), pp. 53-73を参照。

27) *First Report of the Select Committee on the Rating of Mines*, 138.

28) 本稿冒頭部分を参照。

29) *Mining World*, 9th June 1888, 826.

ニックス連合 (Phoenix and West Phoenix United) 鉦山の賃貸借契約では、コーンウォール公領は錫精鉦価格がトン当たり60ポンド以上の場合には鉦区料を24分の1にし、それ以下の場合には36分の1にすることに同意した。4年後にサウス・フェニックス (South Phoenix) 鉦山が賃貸された際には、公領は鉦区料が変化する基準価格をトン当たり50ポンドに引下げることに同意したが、50ポンド以上の場合の鉦区料は20分の1、それ以下の場合には24分の1にすることを要求した。ちなみに、イロガン (Illogan) にある生産性の高いティンクロフト (Tincroft) 鉦山が賃貸された際には、ロバルテス卿 (Lord Robartes) は錫価格が55ポンド以上の場合の鉦区料は26分の1、それ以下の場合には40分の1にすることに同意した。銅鉦山の鉦区料率が錫鉦山のそれよりも高かったことから、鉦区料率は各鉦物によっても異なっていた。これは、選鉦の際に錫は銅よりも複雑かつ高コストの工程が必要であり、かつ一般的に錫は銅よりも深部で発見されるという錫鉦業の難しさを反映したものであったといえよう。

鉦業による利益が縮小し、鉦業企業が事業を中断すると、多くの鉦山地主は鉦区料に付随した年単位の最低地代 (固定地代) 制度を採用しようとした。この試みは事業に失敗した鉦業企業が不要な賃貸借契約を放棄するインセンティブを生むとともに、既存の鉦業地域の土地がきれいに整理されて新たな投資に向けられることにもなった。将来着手する可能性のある操業の準備を事前に容易にしておくために、または鉦業市況が改善することを見込んで投機を行うために、賃貸借契約を単に継承したいと考えている人々を思いとどまらせることにもなった。しかし、19世紀の後半に鉦業がますます危険な状態になっても、これらの鉦山地代はせいぜい名ばかりの額に達するに過ぎなかった。鉦業企業の負担をさらに軽くするため、鉦区料が鉦山地代を上回る場合には、鉦山地代はたいい鉦区料支払いに組み込まれた。コーンウォールとデヴォンでは毎年5、10、20、30ポンドの鉦山地代が一般的であり、50ポンドを上回るとはほとんどなかった。一例をあげれば、1870～1880年代のコーンウォール公領の賃貸借契約では、鉦山地代は年25ポンドまたは30ポンドであり、場合によってはわずか5ポンドのこともあった。また、非常に価値の高い鉦山であったドレイクウォールズ (Drakewalls) 鉦山ですら、年50ポンド以上の鉦山地代は賦課されなかつた。³⁰⁾

賃借した土地を継続的かつ最適な状態で採掘することを保証する条項は、最低地代制度にとどまらなかった。ほとんどとは言えないまでも多くの賃貸借契約には、鉦業企業の操業実践、投資、そして利用する金融機関に関する具体的かつ詳細な条項が含まれていた。これらの条項はしばしば「職人らしい方法」で鉦山を営むことに同意したり、地元の慣行にしたがったりすることを要求するに過ぎなかったが、時には雇用し続けるべき「優れた鉦夫」数の下限を指定するものもあった。鉦山の特定の区域について、立坑を下ろし、水平坑道を掘進し、継続して探鉦と開発を行

30) *Ibid.* デヴォンとコーンウォールの66鉦山のうち、49鉦山が年30ポンドないしはそれ以下の最低地代を支払っていた。13鉦山は年50ポンドないしはそれ以上を申告した。年30ポンドを支払っていた公領の鉦山はサウス・フェニックス、ニュー・キティ (New Kitty)、プリンス・オブ・ウェールズ (Prince of Wales) 鉦山であった。ポルベッコ (Polberro) 鉦山は年5ポンド、ガニスレイク鉦山は25ポンド、そしてフェニックス&ウェスト・フェル・フェニックス連合 (Phoenix and West Wheal Phoenix United) 鉦山は40ポンドを支払っていた。

うための条項が含まれることも多かった。蒸気機関や他の機械設備の導入を指定したり、精錬や煨焼といった環境に悪影響を与える作業工程を住居、農場、道路などから最低限離すべき距離が「禁止条項」によって指定されたりすることもあった。鉱山地主は、これらの条項を厳しく守らせた。彼らは代理人を雇い、定期的に鉱山を訪問させ、地上および地下での操業について検査、報告させた。賃貸借契約の条項は鉱山の実際の事業についてのものだけではなく、鉱業企業の組織、会計制度、そして会計報告に関連するものもあった。定期的に会計記録をつけ、鉱山地主の代理人による監査に利用可能な帳簿を作製することを求める条項が、19世紀後半までに一般的になった。³¹⁾

これらの義務の全ては鉱業の長期的な継続に有益であると考えられていた。しかし、19世紀半ばから南西部の鉱業賃貸借契約のほとんどに組み込まれた義務は、ほぼ確実に鉱業の長期的な継続に好ましくないものであった。有限責任形態の企業組織の禁止と、伝統的なコストブックシステム (costbook system) の継続の強要が、それである。後者の法的な位置づけは、慣習法であるスタナリー (Stannary) 法 (錫鉱区法) に基づいて発展してきた。それは複雑であったが、実際上は持分所有者全員が無限責任を有する長期かつ非公開のパートナーシップ制度として考えられていた。³²⁾ 鉱山地主の立場からすれば、コストブックシステムは損失と採掘における二重の危険から保護してくれるものであったようである。企業が万一鉱山経営に失敗した場合、その企業がコストブックシステムではなく有限責任の原則に基づいて設立されていれば、未払いの鉱区料が損失となることが予測された。コストブックシステムのもとでは、常に数名の地元の出資者がおり、彼らは無限責任の出資者でもあった。他方で、25ポンドで購入した賃貸借契約に3万、4万、あるいは6万ポンドもの値がついたことに示されるように、わずかな金額で鉱山地主から賃貸借契約を継承した後に非常に高い金額で株式会社にそれを売却した者もいた。この場合、鉱山地主には何の利益もなかった。³³⁾ このようなことは、多額のヴェンチャー資本を集めることに問題があったコストブックカンパニー (cost book company) では大変難しかった。しかし、コストブックシステムは鉱山地主に安心を提供する一方で、鉱業企業の利益にとっては有害であると論じられた。

1890年に鉱業の代表者たちが鉱区料に関する勅命委員会で証言した際、彼らはみな株式有限責任制が成功裏に導入された後もコストブックの原則に固執することへの懸念を表明した。コストブックシステムは、新規投資の必要性が差し迫ったものになる一方で鉱業の将来がますます不安定になっていた不況期では、特に問題であると見なされていたのである。土木工学技術者協会の元会長であり、生涯をコーンウォール鉱業に捧げたりチャード・ウィリアムス (Richard Williams) は、同委員会で以下のように表明している。「もし有限責任制度を適用するならば、その対象はコーンウォール鉱業であるべきだと考える。有限責任原則が適用されれば、鉱山の持分所有者は自らの負債の限度がわかるからである。コストブックシステムでは、そのようなことはない。そ

31) *Ibid.*

32) コストブックカンパニーの法的地位の詳細な全体像については、Thomas Bartlett, *A Treatise on British Mining: With a Digest of the Cost Book System* (London, 1850) を参照。

33) *Mining Royalties*, 5-6.

してコーンウォール外部の人間は、コストブックシステムに反対している。事実、それは非常に強い反対であると確信している。」鉱業が切実に必要としていた資本の出し手であるコーンウォール外部の人間にとっても、コストブックシステムは確かに問題であった。ロンドンでコーンウォール鉱業企業専門の株式と持分のディーラーをしていたジョン・レイノルズ (John Reynolds) は、以下のように述べている。「コーンウォールの鉱山に投資する者は、莫大なりリスクを冒すことになる。概して、それが悲惨な投資であることは疑いない。」彼は続ける。「もし彼ら (鉱山地主) がコストブックシステムを押し通そうとするならば、それがコーンウォール鉱業にとって命取りになると言わざるを得ない。一般的に理解されているように、コストブックシステムは無限責任制度を意味しており、コーンウォール外部の投機家や投資家は概して無限責任制度とは関わりを持たないだろうと思われるからである。」³⁴⁾ 投資家の利益を代表する鉱業専門の報道機関もこのことに同意していた。たとえば、マイニング・ワールド誌は、コストブックシステムを非難する記事や手紙を繰り返し掲載していた。ある記事ではそれを公然と非難し、別の記事ではコーンウォールの賃貸借契約における「馬鹿げた条項」と述べ、「公領の人々は、当地で普及している大昔の事業法によってどれだけ多くの被害を被っているのかを認識せねばならない」と結論づけた。³⁵⁾ 英国南西部以外の地域において金属鉱業に対する有限責任制度の採用が明らかに成功したことが、しばしばそうした見方を裏づけてきた。たとえば、デヴォン、シュロプシャー (Shropshire)、およびスコットランド (Scotland) で銅・鉛鉱山を経営する大企業の重役であったピーター・ワトソン (Peter Watson) は、株式会社組織の信奉者と評されており、もしコーンウォールの鉱山がコストブックシステムを廃止すれば、より多くの資本を引きつけられるだろうと主張した。

ここまで見てきた投資家たちの事例には明らかに論理性があるにもかかわらず、以下の理由から、コストブックシステムは同時代人たちが不平を言うほど鉱業の利益を損ねた訳ではなかったと考えられる。コーンウォール鉱業のほとんどは地元の人々が出資していた。また、彼らはコストブックシステムに大方満足しており、鉱業金融の要求の変化に対応するために進んでそれを適応させていたようである。州外に移住した者でさえ、連合王国の他地域や海外での鉱業に資金を供給する際にはコストブックシステムの原則を採用していた。たとえば、オーストラリアやニュージーランドでは、このシステムに触発されて「責任のない (no-liability)」の鉱業企業が初期の鉱業地域の多くを開拓した。³⁶⁾ コストブックシステムは20世紀初頭のコーンウォールでも利用され続けていたが、1890年代半ばの錫市場の大不況を契機に衰退し始めた。事業を継続する手段として、最大の鉱業企業と鉱山地主は最終的に有限責任原則を採用することを余儀なくされた。コストブックシステムが長期に存続した理由、およびそれが実際に消滅した理由は複雑であり、本稿で扱

34) *Second Report of the Royal Commission Appointed to Inquire into the Subject of Mining Royalties: With Minutes of Evidence and Appendices 1891*, BPP 1890-91 XLI, 5, 32, 135.

35) *Mining World*, 9th June 1888, 826 and 21st February 1891, 294. *Mining World*, 7th November 1891; 18th June 1892, 893も参照。

36) Roger D. Morris, 'The Origins of the No-Liability Mining Company and its Accounting Regulations,' in T. E. Cooke and C. W. Nobes (eds.), *The Development of Accounting in an International Context* (Routledge, New York, 1997), 90-121を参照。

うことはできないが、それらはバーク (Burke)、リチャードソン (Richardson)、バートおよび工藤 (Burt and Kudo) による各論文で詳細に論じられている。とりわけ、工藤論文はコストブックシステムに基づく多くの鉱業経営が継続して利益をあげていたことに注目し、多くの同時代人が示していたほどには鉱山地主の保守性が鉱業の利益を損ねていなかったことを示している³⁷⁾。しかし、本稿で以下に論じるように、他の多くの習慣と同様に、鉱山地主はますます困難になる金属市場で経営を行う賃借人からの圧力に譲歩せざるを得なかったことも確かである。

19世紀終わりの公領を長期的に考察すると、公領がコスト削減に苦闘していた賃借人に便宜を図るために最善を尽くしていたことは明らかである。しかし、業績不振の鉱業への請求については柔軟に対応する一方で、公領は決して請求を完全に諦めるつもりはなかった。公領の役人は、鉱業の存続と鉱業関係者の仕事を確保することに全力を尽くすことよりも、公領の土地から潜在的に得られる利益を最大化することに常に関心があった。公領が行う支援の主な手段は、賃借人に課す鉱区料率の変動によるものであった。具体的には、賃貸借契約更新時に公式に行う料率の変更や、出資者が不況に遭った際に臨時に行われる非公式の引下げ、あるいは「猶予 (holiday)」によって行われた。19世紀後半の大部分において、公式の鉱区料率の水準は生産量の15分の1から24分の1であり、イギリス南西部の鉱山地主間で共通していたが、20世紀初めには24分の1から30分の1に引下げられた³⁹⁾。しかし、ますます悪化する鉱物市場の不況は、鉱山地主が自らの資産である鉱物の採掘継続を確実にしようとするためには、鉱区料の徴収において一層の柔軟性を示さねばならないことを意味していた。

問題の大きさは、19世紀半ばから明らかになりつつあった。当時は海外との競争の影響がまだそれほど実感されておらず、鉱業は相対的に繁栄していた。1856年に、公領の鉱業代理人であり、著名な技師であったウォリントン・スマイス (Warrington Smyth) は、公領の土地で採掘中の鉱山のなかで利益をあげているものはわずかな比率を占めるに過ぎず、それらが生み出していた雇用の大部分も常に危険にさらされていると報告している。この点については、表1を参照されたい。しかし、彼はまた、公領が短期的に通常の水準からわずかに鉱区料を引下げたり、賃貸借期間を緩和したり、さらには投資や開発計画を支援したりすることに同意することで、いくつかの主要な鉱山が破綻せずに操業し続けていたという証拠も示している。

カルストックにあるプリンス・オブ・ウェールズ鉱山は、1870年代半ばには衰退していた銅鉱山であったが、その経営の一部は72分の1に引下げられた鉱区料によって支えられていた。そして、続く10年間で錫生産への転換になんとか成功し、再び18分の1の鉱区料を支払えるようにな

37) Roger Burt and Norikazu Kudo, 'The Adaptability of the Cornish Cost Book System,' *Business History*, XXV No.1, 1983, 30-41. この議論に貢献した研究として、Gillian Burke and Peter Richardson, 'The Decline and Fall of the Cost Book System in the Cornish Tin Industry 1895-1914,' *Business History*, XXIII No.1, 1981, 4-18; Gillian Burke and Peter Richardson, 'The Adaptability of the Cornish Cost Book System: A Response,' *Business History*, XXV No.2, 1983, 193-199を参照。

38) Norikazu Kudo, 'Shares in South West Mines as Portfolio Investments, 1862-92,' *Keio Business Review*, 31, 1994, 21-45.

39) *First Report Rating of Mines*, 1856, 138; H. E. Fern (ed.), *Cornish Chamber of Mines: Yearbook 1919*, 19.

表1 コーンウォール公領所在の鉱山の経営状況（1856年）

鉱区のあるマナー名	鉱区数	費用を賄えている鉱区数	利益をあげている鉱区数	総雇用数(人)	赤字鉱山の雇用数(人)
ダートムア	6	0	0	30	30
タイワーナイル (Tywarnhaile)	17	3	0	984	984
ヘルストン・イン・ケリア (Helston in Kerrier)	12	0	0	248	248
ストウク・クリムズランド (Stoke Climsland)	8	0	0	379	379
カルストック	20	3	1	967	823
モレスク (Moresk)	2	0	0	6	6
リストーマル (Restormel)	2	1	1	168	24
ペンリン (Penlyne)	3	0	0	154	154
リラトン他 (Rillaton etc)	8	1	1	340	86
テュイントン (Tewington)	6	0	0	155	155
テーマー	4	2	2	332	0
トレヴァビン (Treverbyn)	2	0	0	40	40
合計	90	10	5	3,803	2,929

注：河川採取および採石は含まれない。

資料：Report From the Select Committee on the Rating of Mines; together with the proceedings of the Committee, minutes of evidence, appendix and index (ordered by the House of Commons), 1856, 134.

った。この間、公領はどのように鉱区料支払いの合意を取りつけ、請求し、引下げるかという点についていっそう機敏かつ柔軟であらねばならないことを学んだ。そして、利益を生まなくなりつつある鉱山の操業の維持と、利益を維持できる鉱山事業からの利益の最大化という2つの目的のために、鉱区料を鉱山間で常に変化させた。

公領の鉱区料徴収記録を考察することで、公領がどのような方法で衰微しつつある鉱業と自らの諸要求とをうまく調和させようとしていたかを知ることができる。表2を見ると、過度な請求は無理であり、適度な請求に落ち着いていったことがうかがえる。銅不況の時期を通して、公領は明らかに請求額を引下げて滞納の累積を回避することに成功していた。1880年代と1890年代初めにおける錫の急激な不況時は例外であったようだが、それでも滞納は比較的低い水準を維持していた。世紀転換期前後の市況回復期には、滞納は再び落ち着きを取り戻しているが、第1次大戦前になると明らかに多くの鉱山が支払い義務を果たせなくなってきていた。このように長期にわたる不安定な期間に損失をうまく抑えられたのは、鉱物代理人や助言者による助言や彼らの持つ経営の専門的知識の質が高かったからに違いない。多国籍の鉱業パートナーシップであったジョン・テイラー&サンズ (John Taylor and Sons) 社のリチャード・テイラー (Richard Taylor) や、一流の鉱山技師であり鉱山アナリストであったウォリントン・スマイスのように、彼らは自身も幅広く鉱業に関係している非常に経験豊かな人々であったのである。

多くの鉱山出資者が、公領はともに仕事をしやすい鉱山地主であり、契約の緩和を求める訴えへの対応も寛大であると考えていたことはほぼ疑いない。たとえば、鉱区料に関する勅命委員会での証言の際に、上述したリチャード・ウィリアムスは、「きわめて単純でわかりやすい賃貸借契約である」と公領を称賛し、以下のように言明した。「我々はコーンウォール公領が常にあら

表2 公領と鉱業との賃貸借契約における賃貸料・鉱区料の請求額と受取額（ポンド）

年	請求額	受取額	累積滞納額
1855	11,420	10,814	1,092
1860	6,200	6,188	21
1865	3,629	3,690	186
1870	7,757	7,737	394
1875	5,356	5,633	102
1880	2,656	2,703	243
1885	2,905	2,013	1,908
1890	2,923	2,301	1,641
1895	1,362	1,075	742
1900	1,746	1,384	838
1905	4,343	4,198	1,016
1910	1,833	1,674	1,445
1915	2,188	1,788	1,925

注：鉱業には採石業を含む。

資料：BPP 所収の *The annual Accounts of the Duchy of Cornwall* (1840年以降) から計算。

ゆる申請に対して好意的なことがわかる。そして、申請が公平かつ筋の通ったものであれば、我々はたいてい公領から譲歩を得ることができる。」具体的には、公領は廃鉱の生産を再開するために低い鉱区料で賃貸借契約をしたり、効率的な採掘の障害となる鉱区間の通行権や境界に関する制限条項を緩和したりする用意があったことを指摘した。同様に、上述したジョン・レイノルズは以下のように言明した。「コーンウォール公領について私が言っておかねばならない唯一の意見は、利益の如何を問わず支払わねばならない鉱区料 (dues) は別として、公領が認めている契約条件よりも公平な条件を提示できないということである。公領は契約更新を拒まないし、更新時に新たな条件を課すこともない。当然のことながら、更新は常に実行された。私の知る限り、私を含めて誰も公領との契約で苦勞したことはない。公領は最も厚遇してくれる。」⁴⁰⁾

しかし、公領の記録は、公領が完全無欠であった訳ではないことも示している。公領は鉱山地主の間では比較的寛大であったが、無比の存在ではなく、他の鉱山地主がもつ重要な欠点の多くも共有していた。たとえば、公領はコストブックカンパニーを通じた鉱業関連業務の組織化を賃借人に強く要求し続けた。また、鉱業のあらゆる部門はイギリス南西部に必要な多額の資本を引きつける手段として有限責任組織を推進する必要性を唱えていたが、公領がその先頭に立つことはなかった。同様に、公領はドルコース鉱山のジョサイア・トーマスやデヴオン・グレイト・コンソルズ鉱山のピーター・ワトソンなどのような著名な鉱業家による根本的な鉱区料制度の再編を求める要請、具体的には鉱区料を価格水準の変化に応じたスライド制で算定するか、さらにはより好ましい方法として鉱区料を生産量ではなくむしろ企業の利益に応じたものにすべきであるという要請も無視した。⁴¹⁾他の鉱山地主と同様に、公領は地表の鉱害補償として1エーカー当たり

40) *Royal Commission on Mining Royalties*, 13-16, 134を参照。

41) *Ibid.*, 30-40.

50ポンドから100ポンドもの補償料を要求したが、実際に鉱害復旧に投資することはめったになく、土地は荒廃したままであり、鉱害は将来世代の負担として残された。実際、1889年に苦境にあったコーンウォールとデヴォンの鉱山によって支払われた鉱区料の推定総額39,129ポンドの約10分の1を公領が得ていたが、⁴²⁾ その土地の鉱害復旧は全く行わなかった。

「鉱業権所有者」としてのコーンウォール公領

コーンウォール公領は、自身が鉱山地主であっただけでなく、コーンウォールとデヴォンにおける錫生産に関する付加的な「税」を第三者として受け取る存在でもあった。19世紀半ばに至るまで、鉱業企業は操業鉱区の鉱山地主に鉱区料を払わねばならないだけでなく、王室に対して精錬後の錫生産量の少量を「貨幣鑄造税」として支払わねばならなかった。この制度は、ノルマン征服以前に発展したシステムである、鉱山業者による議会と裁判所を有するスタナリーシステムの条項に基づいて、⁴³⁾ 鉱山業者が独自に事業を行うことを王室が許可する見返りであった。王室はスタナリー（錫鉱区）の監督、鑄造貨幣の蒐集、そして精錬された錫の品質管理の権利を保持していた。また、王室は早期にこれらの権力と責任を公領に譲渡していた。⁴⁴⁾ 貨幣鑄造税は精錬後の白色錫1ハンドレッドウェイト（=112ポンド）当たりの金額として算定された。それは地域や時期によって異なるが、⁴⁵⁾ 18世紀では白色錫の売却価格の約4～5%に達した。こうした経緯によって、公領はその地域の全ての錫鉱山の生産量の分配を受け、自身の資産に含まれる鉱山から事実上二重の収入を受け取ることで、今日の「鉱業権所有者」に類似した存在になったのである。

貨幣鑄造作業は、コーンウォールとデヴォンに散在する特定の「スタナリー・タウン」で、公領が任命して賃金を支払う役人によって公領が建設・維持している施設で行われた。それは連続した作業ではなく、貨幣鑄造期間の間には長い休止期間があることもあった。⁴⁶⁾ 錫を売却できるのは、法律上は鑄造作業の完了時のみであった。このシステムは小規模で独立した「職人的な」鉱業の時代には錫生産に課税し、管理する手段として効果的かつ有用であったが、18世紀に発展した大規模資本による鉱業経営には不便なものになりつつあった。記録と計量を目的とした精錬鉱のスタナリー・タウンへの運搬は、余計な輸送・荷役コストを生み出した。四半期ごとの貨幣鑄

42) James, *Mining Royalties*, 277.

43) Robert R. Pennington, *Stannary Law: A History of the Mining Law of Cornwall and Devon* (Newton Abbot, 1973), 12-13.

44) Mariko Mizui, 'The Interest Groups in the Tin Industry in England c.1580-1640,' PhD thesis, University of Exeter, 1999, 25.

45) 鉱山業者が支払った「貨幣鑄造」税は州によって異なる。1ハンドレッドウェイト当たりの税額は、コーンウォールでは4シリング（1トン当たり4.25ポンド）、デヴォンでは18.75ペンス（1トン当たり1.64ポンド）であった。Lewis, *Stannaries*, 149を参照。ただし、デヴォンで支払うべき税額は8ペンスであったという指摘もある（William Camden, *Camden's Britannia: Newly Translated into English with Large Additions and Improvements* (1695), 15）。Sir John Pettus, *Fordinae Regales. Or the History of Laws and Places of the Chief Mines and Mineral Works in England, Wales and the English Pale in Ireland* (1670), 79-82も参照。

46) 貨幣鑄造がどのような工程で行われたかについての詳細な議論は、Lewis, *Stannaries*, 149-152を参照。

造は販売を遅らせ、流動資本を固定化した。また、鉱山地主に対する鉱区料に加えて付加的な負担をするという原則全体が、旧態依然として不合理なものであると考えられるようになった。とは言え、公領は譲歩するつもりはなかった。システムが変化する環境は整っていたが、税の原則は強固に維持された。

鉱物市場が好調であった間は、貨幣鑄造税をめぐる問題は取り上げられず、鉱業関係者たちはその負担を負い続けた。しかし、海外市場における極東の鉱業との競争の激化と、国内における保護的な輸入関税の廃止を強く求める自由貿易支持の製造業団体からの要求の昂揚によって、1830年代に情勢は大きく変化した。生産額の約9%であったと推定される貨幣鑄造税は、受け入れがたい負担になりつつあった⁴⁷⁾。転換点は1837～1838年にやってきた。この時、錫価格が過去10年の最高価格から急落したため、多くの鉱山の収益が消滅した⁴⁸⁾。コーンウォールでは公開の集會が開催され、1837年11月23日に以下のような請願が議會へ提出された。「コーンウォールの錫鉱山に関係する地主、投資家、および商人は、錫への税に対して不満があること、そして、コーンウォール公領へ支払う錫120ポンドに対して4シリングの税は、海外の鉱山の生産に利益をもたらし、国内鉱山に不利益をもたらす助成金に等しいことを表明する。」⁴⁹⁾ 彼らはこの行動が錫税（貨幣鑄造税）の料率引下げへの道を開き、引下げが最小限であってもそれは払うに値する代償であろうと評価していた。コーンウォール公領にくわえて、王室の制度そのものが請願を実現するうえで最大の障害であった。彼らは主要な収入源の喪失を予期していたからである。双方の代表者は、公領への補償金を国庫に押しつけることで、それぞれが望むものを獲得できる妥協案を見出すことを急いだ。両者の協力関係はついに「コーンウォールとデヴォンにおける錫貨幣鑄造税の廃止、および当該税に代わる補償、および錫について支払う関税の削減に関する法案」（以下、貨幣鑄造税廃止法）として結実した。この法案は1838年8月初めに下院へ提出された。

彼らの陰謀の外にいた人々は、すぐにその法案がどのようなものかを理解した。ある議員は、法案提出が内々で進められたことを激しく非難し、以下のように率直な不満を述べた。「整理公債基金から22,000ポンドを獲得してコーンウォール公領の収入を握る人々のポケットに入れ、これまで支払ってきた税から錫鉱山経営者を解放するための決議案が、深夜秘密裏に提出された……その法律はそれが提出された深夜の闇と同じくらい黒い闇に包まれたものであった。」よくあることだが、彼は以下のように結論づけた。「議会の歴史において、これほど極悪で、これほど傍若無人な行動について知るものは誰一人いなかった。」⁵⁰⁾ 上院では、ウェリントン公爵 (Duke of Wellington) さえも、彼の知る限りジョージ4世 (George IV) やウィリアム4世 (William IV) がこれまで拒絶してきた問題が面前にもたらされたことに驚きを示した。第3読会では、リンドハースト (Lyndhurst) 卿は鉱業関係者が恥知らずにも王室の政治的な脆弱性につけこんでいる

47) *Ibid.*, 199.

48) C. J. Schmitz, *World Non-Ferrous Metal Production and Prices, 1700 - 1976* (Cass, 1979), 295.

49) *Journal of the House of Commons*, Vol. 93, 1837-8, 46. *Parliamentary Debates*, Vol. XLIV July 9th 1838 to August 16th 1838, 1003も参照。引用文では1ハンドレッドウェイトが120ポンドとなっているが、原文のままとした。

50) *Ibid.*

と推測し、上述した税受領者たる過去の2人の国王によって拒絶された問題が「わずか19歳の若き女性君主による統治のまさに最初の年」に提出されるのはおかしなことであると述べた。⁵¹⁾

王室と公領の代理人が自身の利益を守るために注意深く対策を講じていた一方で、コーンウォールの代表はこうした攻撃に気後れせず、政府支援の取り付けに走った。上院では、ファルマス(Falmouth)卿が錫輸入関税の削減という補足的な問題とそれが鋳業にもたらすであろう損害に議論の関心を集中させた。また、メルバン(Melbourne)卿はその法案の真の目的が現在の不人気で複雑な徴税制度を除去することであると示唆した。下院における法案の委員会審議の際には、大蔵大臣は女王が「議会に対して法案の審議を勧告した」ことを誇らしげに述べた。コーンウォールで最も影響力のあった下院議員チャールズ・レモン(Charles Lemon)卿は、その法案を熱烈に支持した。ハシー・ヴィヴィアン(Hussey Vivian)卿はその法案を「おおむね当然かつ適切」であると考えていた。そして、メルバン卿の意見を熟考して、以下の考えを示唆した。「現在の錫への税額は、それに関係する面倒で不便手続きほどは不平の原因となっていない。⁵²⁾」こうして、議会内外に強い反対があったにもかかわらず、⁵³⁾その法律は上院の第1読会をわずか1票差で通過した。

貨幣鑄造税廃止法は、⁵⁴⁾1838年8月16日に女王の裁可を受け、貨幣鑄造税は10月10日をもって廃止された。鋳業関係者は間接費と「税」の引下げという目標を達成したが、税と鋳区料の所有者も十分に補償された。⁵⁵⁾鋳山地主と精錬業者は、ハンドレッドウェイト当たり50シリングという非常に保護的であった輸入関税の大幅な引下げを受け入れざるを得なかった。しかし、ほとんどの人々は、これでもまだ十分にやって行けると考えていた。ブリキ製造業者をはじめとした錫消費者は、輸入関税の引下げに成功し、近い将来さらなる引下げの方向で関税を見直すとの約束を大蔵大臣から取りつけたため、少なくとも多少は幸福であった。⁵⁶⁾王室と公領は大喜びであった。貨幣鑄造税改革のより早い段階で示された補償の条件の提示がいかなるものであったかは知る由もないが、さしあたり実際の補償額は確かに寛大なものであった。大蔵省は法律制定以前10年間にわたる貨幣鑄造とそれに関連する「ポスト・グロート・レント」(Post Groat Rent)⁵⁷⁾から王室が受け取る正味の年間平均収入を、16,216ポンド15シリング1ペンスであったと推定し、1841年

51) *Ibid.*, 195.

52) *Ibid.*, 1005.

53) 1838年8月6日に下院は、ロンドンのニコラス・レイン(Nicholas Lane)のウィリアム・プレイター・バートリット(William Plater Bartlett)とリチャード・バズウェル・ベッドム(Richard Boswell Beddome)から法案に反対する請願を受け取った(*Journal of the House of Commons*, Vol. 93, 1837-8, 832).

54) *A Return of the Compensation Ascertained to be Due and Payable on Account of the Repeal of the Coinage Duties on Tin Consequent on the Act 1 & 2 Victoria c.120*, BPP 1839 XXX, 720-721.

55) 法律は、(1)精錬後の錫1塊当たり4シリングの貨幣鑄造税の支払いを廃止し、鋳業の金銭的負担を緩和する、(2)王室に代わって税を受け取っていた公領に対して、過去10年間の正味の年間平均受領額と等しい補償を毎年支払う、(3)貨幣鑄造税手続きの終了によって職を失う職員に補償する、(4)錫輸入関税は廃止せず、精錬錫鋳1ハンドレッドウェイト当たり15シリング、錫鋳石1ハンドレッドウェイト当たり10シリングに引下げる、というものであった。

56) *Ibid.*, 1053.

57) 錫1ハンドレッドウェイトにつき4ペンスを支払う古来の税で、1841年に廃止された。

までその料率で公領に補償することに同意した。その後、消滅することが決まっていた「ポスト・グレート」⁵⁸⁾ 税収部分を除いたため、総額は幾分減少し、適正な諸税差引前で15,742ポンドが支払われた。数年後、最初の補償額が再び導入された。低い方の補償額が適用された初年(1841年11月9日~1842年12月31日)は、正味の補償額が14,580ポンド5シリング3ペンスであった。それは公領の総収入32,935ポンド13シリング4ペンスのほぼ半分であった。換言すれば、公領の役所を運営する支出がなされた後、公領が最終的に現王族の収入として配分する20,100ポンドの約3分の2は、国庫から直接やってきたのである。しかもそれは支払い保証つきで管理費はかからなかった。⁵⁹⁾ この政策によって唯一かつ真に損をしたのは、一般の納税者であった。

もちろん、公領にとって短期的なマイナス面もあった。補償額は地域の錫生産量を過去に遡って見積もった量から算出された固定額であった。その後20年間で精錬後の錫生産量は着実に増加し、1860年代、70年代、そして80年代の生産量は1830年代水準の2倍以上に達した。古いシステムに基づいた税の徴収が続いていれば、総額でも正味でもより多くの収入を生んだことは疑いない。しかし、貨幣鑄造が行われた時代の複雑な運営上の取り決めが、19世紀後半の新たな、そしてますます困難さを増す世界にふさわしくなかったこと、そして制度の根本的な改革を求める抗しがたい圧力や、あらゆる形態の補償が行われなまま税が廃止される可能性があったことも銘記すべきであろう。その間、州内の鉱山地主は、苦闘する鉱業に対して金融面での大幅な譲歩を余儀なくされた。そして、貨幣鑄造税はおそらくそのリストの最初にあったのであろう。他方、長期間にわたる固定的な補償支払いは公領にとって非常に有利に働いた。20世紀初頭までに錫生産は1830年代水準に戻り、両大戦間期にはその半分以下になった。鉱業の衰退は第2次大戦後も続いた。1980年代に補償はついに廃止されたが、その時まで公領は非常に巨額の利益を享受していたのである。⁶⁰⁾

結論

鉱山地主としての公領の政策は、19世紀イングランドにおける鉱山地主に関して、妥当な像を提供している。それは現在の世界で見られるものと大きくは違わない。彼らは自身の鉱物資産の長期的な開発を最も効率よく実行しようとし、常に採掘から得られる収入を最大化しようとしていた。それは鉱山地主にとっては申し分のないことであったが、鉱業の効率的な経営や市場に送られた鉱物価格にはどのような影響を与えたのであろうか。極端な場合には、彼らは賃貸借契約を拒んだり、鉱区への立入を厳しく制限したり、法外な登録税や鉱害賠償支払いを要求したり、賃貸借契約期間中(場合によっては契約期間中の不特定の時期)に固定資産を取用すると脅すこと

58) *1 & 2 Victoria c. 120.*

59) *An Account of the Gross and Net Revenues of the Duchy of Cornwall from 9th of November 1841 to the 31st December 1842*, BPP 1843 XXX, 383.

60) 1983年のコーンウォール公領管理法に基づいて、補償支払いは同年に終了した。G. Haslam, 'Modernisation,' in Crispin Gill (ed.), *The Duchy of Cornwall* (Newton Abbot, 1987), 50-52も参照。

によって、事業を挫折させたであろう。より寛容な状況下でさえ、鉱区料は常に鉱物生産にかかる税の代表例であり、生産コストや価格を上昇させた一方、詳細な操業の取り決めを規定することで無駄が増えたり、効率性が落ちたりした。1889年にマイニング・ジャーナル (Mining Journal) 誌の記者が述べていたように、鉱業権の賃貸借システムは「土地所有者が鉱山所有者を不当に扱う力を事実上与えるものである。そして、いずれにせよ、それはコーンウォールにおける真正な雇用の場から働く鉱夫を追い出すだけでなく、コーンウォールの鉱業企業への外部からの資本の導入を拒否する役割を果たすことで、労働市場に直接悪影響を与えることははっきりしている。」⁶¹⁾同時に、当時は鉱業にとって厳しい時期であったが、マイニング・ワールド誌は以下のように述べている。「土地 (鉱区) 所有者たちはあらゆるリスクに耐える一方で、利益の分け前に与りつつ責任を逃れようとしている。」この問題はイギリスの金属鉱山をずっと苦しめていた。しかし、それらがアメリカ西部のような鉱区料を要求しない国や、鉱区料を公共の福祉のために利用していた国の鉱業資本と競争せねばならなくなったために、問題はより困難かつ新たな方向へ向かっていった。マイニング・ワールド誌の寄稿者は、以下のように続けている。「フランス、ドイツ、ベルギーでは、徴収された鉱区料は全額大蔵省へ行く。そしてそれらは課税負担を軽減している。その一方で、この国 (イギリス) ではそれらは鉱山開発に1ポンドも投資しない一私人のポケットに入るのが普通である。」⁶²⁾鉱業投資家は自らを犠牲者と見なすようになった。彼らは利益の落ち込みへの対抗策と硬直的な鉱区料の要求との狭間で苦しんだ。鉱業が生産拡大に必死になって取り組んでいた第1次大戦の重大な時期に、イギリス内外で鉱業を営む著名な企業家の1人であったC.A. モーリング (C.A. Moreing) は、以下のように述べている。「土地所有者は現在のコーンウォール鉱業がこのような地位にあることについて責任を負うべきであろう。」⁶³⁾彼が1916年にコーンウォール鉱山会議所の発起人を務めた時、その目的の1つは鉱山地主とその賃借人との関係を改善することであると述べていた。

100年後の現在も同じように、マイニング・ワールド誌は、開発途上国の鉱山地主が国内での鉱業投資を最大化しようと望むならば、鉱業企業と良い関係を育むように勧めている。たとえば、最近の鉱区料支払いと鉱業経営への規制の増加は、「タンザニアの国際競争力と外国資本の呼び込みの両方の点でマイナスの影響を持つだろう」と注意を喚起している。一方で、同誌はコンゴ民主共和国における鉱業経営に不利益となる規制の全面的な見直しを「前向きな一歩」として歓迎している。⁶⁴⁾もちろん、鉱区料は鉱業の利益となる目的、すなわち地域の物的・社会的インフラ投資や短期的な負債を相殺する支援策として使われることも多い。世界中で「持続可能な開発」が叫ばれるなか、鉱業企業と鉱山地主は協力して鉱山が立地する地域社会の長期的な生活の質を高めるようにしてゆかねばならない。しかし残念なことに、歴史記録はそうした願望が成功しなかったことを明らかにしている。鉱業の利益と鉱山地主の鉱区料は鉱業地域の人々の手を徐々に

61) *Mining Journal*, 24th August 1889, 959.

62) *The Mining World*, 24th August 1889, 307.

63) H. E. Fern (ed.), *The Cornish Chamber of Mines: Year Book 1917*, 6.

64) *Mining Journal*, 29th October 2010, 22: 20th August 2010, 15.

離れていき、当時の一時的な無駄遣いに浪費された。かつて活況を呈した加工産業や関連産業もすぐに衰退し、消滅した。政府の補助金、観光、または新たな商工業の誘致による復興の機会に依存して新たな東の間の繁栄を見出した地域を除いて、歴史の古い鉱業地域では「ゴーストタウン」が最も一般的な特徴になっている。コーンウォールがその良い例である。19世紀に繁栄した鉱山町は、今では歴史的な重要性のみをもつ萎縮した遺構であり、周辺の中核商業都市のベッドタウンとしての役割を果たすに過ぎない。鉱業の利益の大部分は州外に送られ、投資の主要な原資となった。また、地元⁶⁵⁾に配分された利益は、非生産的な終末期の鉱業で使い果たされ、失われて久しい。コーンウォール公領はそうした悲しい物語で重要な役割を果たした。他のほとんどの鉱山地主とは異なり、公領は州に重要な拠点を維持せず、貨幣鑄造と鉱区料から得られた莫大な蓄財を再流通させることもなかった。同様に、地域のインフラ開発や鉱業の支援にもあまり投資せず、鉱害でひどい環境であった所有地の大部分もそのまま放置した。その収入の大部分は国全体を舞台とした王室の派手な消費を支えるためにロンドンに吸い取られていった。コーンウォールの鉱夫たちは、ゴールドラッシュがあったカナダのユーコン準州 (Yukon) の住民による悲しい回想を、自らと容易に重ね合わせることができるであろう。その回想は以下の通りである。「自分が子供だった時に鉱山が操業を開始すると、利益はニューヨークへ、仕事の口はエドモントンへ、税金はオタワへと行ってしまい、地元に残ったのは地面の穴⁶⁵⁾だけだった。穴はゴミ捨て場として使えるだろう。連邦政府が許可してくれればね。」

ロジャー・バート [エクセター大学名誉教授]

翻訳：島西智輝 [香川大学経済学部准教授]

65) *The Economist*, 26th May 2007, 57.